

東京ベイ e S G プロジェクト
先行プロジェクト
2025 年度 公募要領

2025 年 3 月
東京都

目次

1. 事業概要	1
(1) 背景・目的	1
(2) 実施スキーム	1
2. プロジェクトの内容	2
(1) 募集要件	2
(2) プロジェクト期間	3
(3) 実施エリア	3
(4) プロジェクトに対する支援	6
(5) 安全面での配慮	7
(6) 役割分担の考え方	7
3. 応募資格	8
4. 応募方法	9
5. 実施事業者の選定	9
(1) 選定方法	9
(2) 選定スケジュール	9
(3) 評価基準	9
6. 留意点等	10
7. その他	11

1. 事業概要

(1) 背景・目的

東京都では、「感染症の危機」と「気候危機」の2つの危機を乗り越え、50年・100年先の都市のあるべき姿を構想し、「自然」と「便利」が融合する持続可能な都市の創造を目指す「東京ベイ e S Gプロジェクト」を推進しています。東京のベイエリアには、日本を代表する物流ターミナルに加え、商業機能、エンターテインメント、東京2020大会関連施設など多様な魅力を持つ「臨海副都心エリア」や、将来的には約1,000haの広大な土地となる新しい埋立地である「中央防波堤エリア」といった高いポテンシャルが存在します。このフィールドを舞台に、最先端のテクノロジーを活用したプロジェクトを展開し、ベイエリアから世界最先端を実現することで、東京の国際的なプレゼンスをさらに高めていくことが重要です。

そこで、本事業においては、中央防波堤エリアをテクノロジーの巨大実装エリアとして開放し、最先端テクノロジーの社会実装に向けた取組を「先行プロジェクト」（以下、「プロジェクト」という。）として公募するとともに、プロジェクトの実施を通じて、最先端技術の社会認知度を高め、中央防波堤エリアの魅力を上昇させることで、「東京ベイ e S Gプロジェクト（Version 2.0）」において掲げる「新しい価値を生み続ける世界のモデル都市」の実現を目指します。

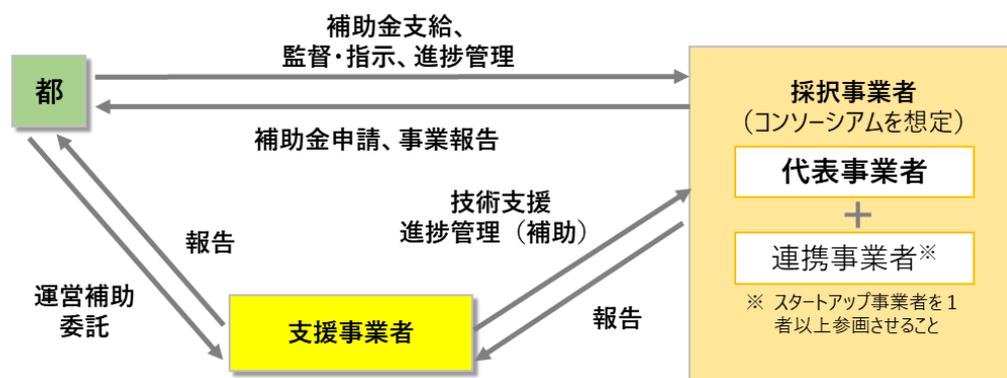
さらに、東京都では、スタートアップと共に新しい時代を切り拓き、東京の課題解決と成長に繋がる取組を進めるため、2022年11月に新たなスタートアップ戦略を策定しました。本事業の推進に当たっては、スタートアップとも協働してまいります。

本事業では、2022年度から2024年度までに計20件のプロジェクトを採択しています。2025年度においても新たにプロジェクトを募集し、取組を更に加速させていきます。また、各プロジェクト間の相互連携を図り、多様な最先端テクノロジーを組み合わせることで、サーキュラーエコノミー、ゼロエミッションの実現に資する技術の社会実装を推進し、官民協働で日本企業の高い技術力を生かした実装モデルを波及させ、世界的な社会課題の解決に貢献していきます。

(2) 実施スキーム

プロジェクトの採択事業者は、以下に掲げるスキームイメージに則り、プロジェクトを実施します。

〔スキームイメージ〕



※技術支援、進捗管理（補助）等の業務について、東京都から支援事業者へ委託する予定です。支援事業者の役割等の詳細については、2（6）「役割分担の考え方」を参照ください。

2. プロジェクトの内容

(1) 募集要件

① 募集テーマ

本事業はベイエリアでのゼロエミッションやサーキュラーエコノミーの実現に資する、「次世代モビリティ」「最先端再生可能エネルギー」「環境改善・資源循環」の3分野の技術を活用したプロジェクトを募集・選定します。なお、複数の技術分野を組み合わせ、分野横断型のご応募も可能です。

※2025年度から次世代モビリティ分野のうち「空飛ぶクルマ」に関する技術については別途、実装プロジェクトを実施するため、募集対象外とします。

※既存の商用化済みの製品・サービスの利用に留まるものなどについては募集対象外とします。

② 採択件数

合計3件程度を予定しています。

③ 実施内容

技術開発のみならず、技術の受け手と連携したユースケースの検証まで実施するものとするため、技術開発事業者と将来的に当該技術を生かした製品等を活用する意向を持つ事業者がコンソーシアムを組み応募すること。「3. 応募資格」を参照ください。

④ 実施エリア

中央防波堤エリアに加え、③のユースケースの検証のため中央防波堤エリア以外のベイエリア（以下、「周辺ベイエリア」という。）での実証も行う必要があります。2（3）「実施エリア」を参照ください。

(2) プロジェクト期間

プロジェクトは、原則3か年度（2028年3月末まで）での実施とします。なお、1か年度目の実施期間については、採択決定後から2026年3月31日までとします。なお、プロジェクト期間は原則2028年3月末までを予定していますが、本期間での実施を完全に保証するものではありません。

応募の際は各年度の目標とともに、プロジェクト全体の最終的な目標を明示してください。なお、各年度の3月上旬までに年度ごとの実績報告書を提出いただきます。

また、補助金の支給を希望する場合は、別途定める「東京ベイ e S Gプロジェクト先行プロジェクト補助金交付要綱」（以下、「補助金交付要綱」という。）の規定により、各年度の3月上旬までに当該年度の実績報告書等の必要書類を提出し、年度毎に補助金の申請を行ってください。プロジェクト終了後は、原則として、設置した設備の撤去及び原状回復をしていただきます。

プロジェクトの早期社会実装に向けた助言等を得るため、2か年度目及び3か年度目に外部有識者を含めた有識者レビュー（以下、「有識者レビュー」という。）を実施します。2か年度目はユースケース検証および予見される課題に対する助言・評価を受けることを目的とし、3か年度目は社会実装に向けた終了後の事業展開に対する助言・評価を受けることを目的とします。

(3) 実施エリア

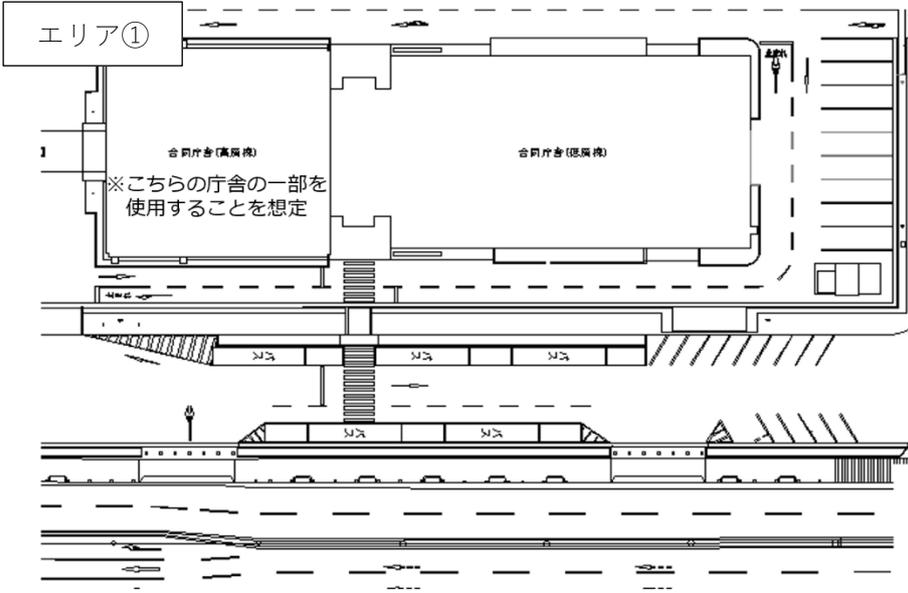
本事業では、中央防波堤エリアへの最先端技術のさらなる集積を進めることを目指し、同エリア内の下記①～④のエリアを使用したプロジェクトの実施を必須とします。また、プロジェクト期間のうち、3か年度目までに、周辺ベイエリアでのプロジェクト実施も必須とします。中央防波堤及び周辺ベイエリアでのプロジェクトを実施するそれぞれの期間・内容については、応募内容に基づき、採択後に都と事業者で協議のうえ、詳細を調整することとします。

◇中央防波堤エリア

採択事業者は、東京都や支援事業者等と調整の上、本プロジェクトの実施期間において当該エリアを無償で 사용할 ことができます。なお、公募要領（別紙）の記載事項を遵守してください。



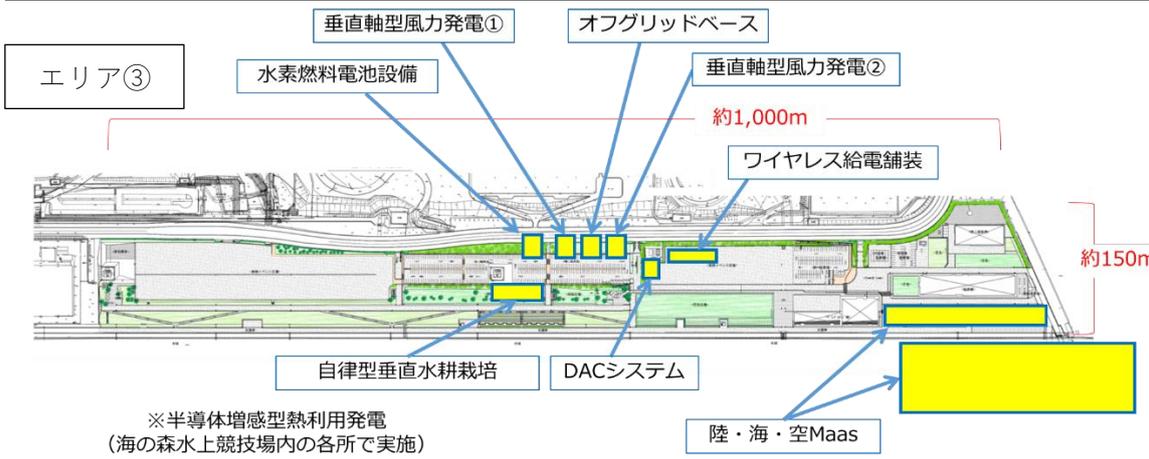
使用可能エリア①	東京都環境局中防合同庁舎
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・環境局中防合同庁舎の建物の一部及び建物外の全域となります。 ・小学生及び一般の方が見学に訪れることがあります。



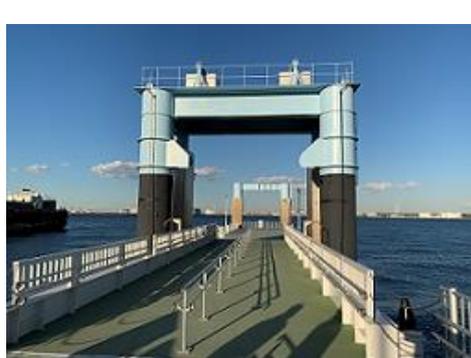
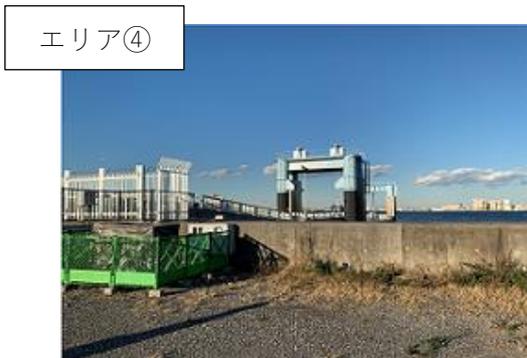
使用可能エリア②	海の森水上競技場（指定水面）
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶の往来がなく、周辺を陸地で囲まれているため、穏やかな海域となっています。 ・競技用舟艇の退避場所等として利用されています。
備考	・微細藻類の海上培養のプロジェクト 1 件を実施中のため、実施場所等の調整が必要です。

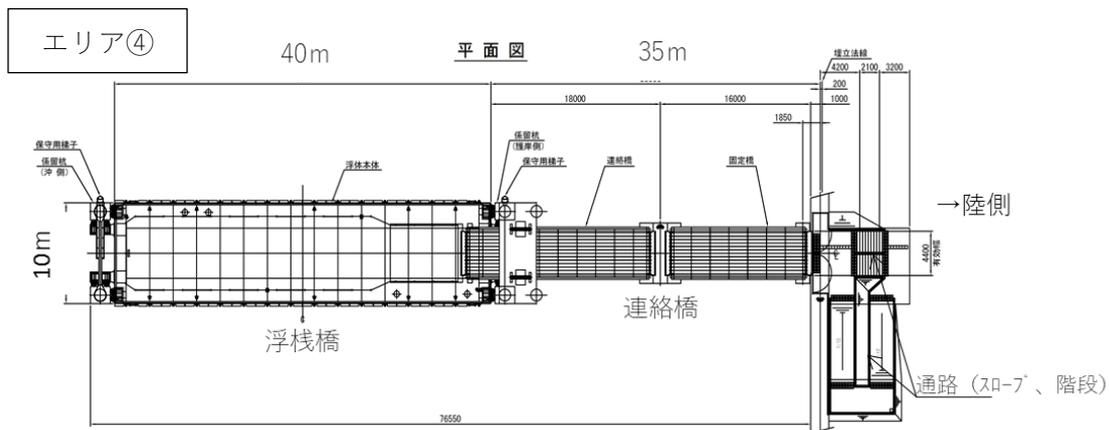


使用可能エリア③	海の森水上競技場（陸上部）
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・海の森水上競技場内の敷地の一部になります。 ・当該地は野外観客席や自転車走行路が整備されています。 ・ポート、カヌー等の競技大会や音楽フェスなどのイベントの実施時には多くの来訪者が見込まれます。



使用可能エリア④	海の森公園東側船着場
面積	浮棧橋：幅 10m × 長さ 40m
エリアの特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・浮棧橋の両側に接岸が可能です。 ・陸からは階段又はスロープを利用して浮棧橋へアクセス可能です。 ・原則、常設の機器設置は行えません。





◇周辺ベイエリア

東京ベイ eSG プロジェクトでは臨海副都心エリア、中央防波堤エリアをフィールドと想定しています。本公募では最先端技術の社会実装をさらに加速するため、技術の受け手と連携したユースケースの検証まで実施することとしたことから、周辺のベイエリアについても対象範囲とすることとしました。各採択事業の具体的な場所については、事業者からの提案に基づき採択後に、協議のうえ決定するものとします。なお、実施場所は現時点では公有地の利用は想定しておらず、原則事業者にて調整・確保してください。事業を実施する予定の場所について、現時点での調整状況等を応募申込の際に企画提案書へ具体的に記載してください。

(4) プロジェクトに対する支援

採択事業者は、以下のとおり支援を受けることができます。

① プロジェクト実施費用

プロジェクトの実施費用として、計3件程度のプロジェクトを対象に、2025年度は3件で総額2億4千万円を上限（1件当たり1か年度で上限8,000万円）として、プロジェクト件数や各プロジェクトの内容等に応じて費用を決定の上、補助金を支給します。なお、プロジェクトの実施費用上限及び採択件数は、調整を行う場合があります。

また、2026年度、2027年度の支援額は、東京都と事業者との協議や事業者からの提案や実施計画等を踏まえ決定するものとし、東京都の各年度歳入歳出予算に基づき、東京都議会で可決された場合において、確定するものとなります。

プロジェクト実施費用は、補助金交付要綱に基づきプロジェクトの実績報告書等の必要書類の提出後、東京都による審査を経て、補助金として支給する予定です。なお、プロジェクトの遅延等により、補助金交付申請時に提出された実施内容を満たすことができない場合は、補助金の支給額を変更する場合があります。

採択事業者は、プロジェクト応募時に各年度における所要費用を明記してくださ

い。また、毎年4月に各年度の所要費用及び成果に関する計画を提出するとともに、当年度が終了するまでに実績報告書等の必要書類を提出してください。これらの書類の提出後、東京都において審査を行い、当該年度の実施費用を補助金として支給します。

また、応募者が、コンソーシアムを組み、共同してプロジェクトを実施する連携事業者に対する外注費等の費用を応募者のプロジェクト費用に含めることが可能です。

② その他支援

プロジェクト実施準備、関係部局や関係省庁等との調整、実施に係る助言、工程管理等の支援については、支援事業者（東京都から委託予定）が実施します。

(5) 安全面での配慮

使用及び設置する設備・機材等は、安全が十分に検証かつ保証されたものとするを前提とした上で、プロジェクトで使用するに当たっては、安全面への配慮について、次に掲げる全ての事項を遵守することが必要です。

- ① プロジェクト開始前に、安全対策について実施エリアの所管部署・関係者等と調整を行い、必要な安全対策を実施すること。プロジェクト実施中に、実施エリアで関係者から立ち会いの要望や問い合わせがあった場合には、迅速に対応すること。また、より一層の安全対策を講じることが可能となった場合には、当該対策を提示の上、判断を求めるなど、常に安全性の向上に努めること。（中央防波堤エリアの各実施エリア内における円滑な業務運営に支障をきたす場合は、事業を停止又は中止する可能性があります。）
- ② プロジェクト開始後、実施エリアの所管部署・関係者等から追加の安全対策を求められた場合は、当該所管部署等と協議の上、必要な対策を講じること。
- ③ 現場の事業運営の支障とならないよう留意すること。
- ④ その他、プロジェクトの安全な実施のために調整が必要な事項が生じた場合、または公募要領に定めのない事項については、実施エリアの所管部署・関係者等や支援事業者等と協議の上、対応すること。

(6) 役割分担の考え方

段階	支援事業者	採択事業者
公募選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募受付、応募事業者との各種調整 ・ 審査・選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応募資料の作成
準備	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施に向けた環境整備に係る支援 ・ プロジェクト実施のための各種調整支援 ・ プロジェクト実施準備に関する工程管理 ・ プロジェクトの目標設定の支援・調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロジェクト実施のための環境整備 ・ プロジェクトに必要なプロダクト・サービスの準備 ・ 安全対策の実施

実施	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクトの実施支援 補助金申請の受付や審査等に係る補助 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト実施 プロジェクト検証に必要なデータ収集 インタビュー・撮影等への協力 PR イベント等への協力
検証	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト検証結果に関する意見照会 プロジェクト検証結果の取りまとめ 有識者レビューの企画・運営 	<ul style="list-style-type: none"> プロジェクト検証の実施 プロジェクト検証に係るデータ提供 プロジェクト検証結果等に関する意見交換 有識者レビューにおける事業報告

3. 応募資格

応募者は次に掲げるすべての事項を満たす事業者であることとします。

- ① 日本国内に拠点を有していること。
- ② プロジェクトを予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- ③ プロジェクト実施期間中は、プロジェクトの実施に関し、国や他自治体（東京都の他部署を含む。）から同一の目的、実施内容、及び対象経費に関して委託や助成を受けておらず、今後も受けない予定であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 26 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び第 30 条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑦ 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- ⑧ 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- ⑨ 東京都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。
- ⑩ 税金の滞納をしていないこと。
- ⑪ 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- ⑫ 連携事業者についても①～⑪までの事項を満たすこと
- ⑬ 最先端技術の社会実装に向け、技術開発を行う事業者と技術の受け手としてユースケースの検証に取り組む事業者がコンソーシアムを組み応募すること。
- ⑭ 連携事業者として 1 者以上、スタートアップ事業者※が参画すること。

※「スタートアップ事業者」とは、東京ベイ e S G プロジェクトの理念を理解し、都とともに持続可能な都市の実現に向けた取組を推進していく意思を有し、かつ応募時点で設立 10 年未満の企業をいう。

4. 応募方法

具体的な応募方法については、2025年6月頃に公表予定です。

5. 実施事業者の選定

(1) 選定方法

書類審査及びプレゼン審査（都内を予定）の2段階を予定しています。詳細については、2025年6月頃に公表予定です。

(2) 選定スケジュール

2025年7月頃に応募・書類審査を行い、2025年8月頃にプレゼン審査・選定を予定しています。詳細については、2025年6月頃に公表予定です。

(3) 評価基準

採択企業の選定に当たっては、主に以下の評価基準に基づき、総合的に評価を行うことを想定しています。詳細については、2025年6月頃に公表予定です。

評価観点	評価基準（案）
①公共性	(1) 東京都の抱える社会課題を認識した上でその解決方針が提示されているか
	(2) 上記で提示した解決策が具体的にどのように寄与するかを明示できているか
②親和性	(1) 取組内容が東京ベイ e S G プロジェクトの方向性（戦略「環境・GX」、「DX・テクノロジー」、未来の都市像「新しい価値を生み続ける世界のモデル都市」）と合致しているか
	(2) 取組内容は中央防波堤エリア及び周辺ベイエリアの特徴を踏まえたものとなっているか
③新規性・独自性	(1) 取組内容は、最先端のテクノロジーを活用した新たな切り口のある内容であるか（技術単体の新規性だけでなく、連携事業者の技術及びその他既存技術の組合せによる新規性も考慮）。
	(2) 取組に活用する技術の独自性や競合優位性が実績・特許・体制等から担保されているか
④将来性	(1) 中央防波堤エリアから周辺ベイエリアへと社会実装に向けたステップが連続性・具体性をもって描かれているか
	(2) 社会実装に向けて有効なユースケース検証が描かれているか。
	(3) 上記ステップごとで想定される課題認識及び対応方針を明記できているか
⑤実現可能性	スケジュール
	(1) マイルストーンが適切に設定されているか
	(2) 実施内容が時系列で具体的に整理されており、十分な期間設定がなされているか

	実施体制
	(1) 事業を円滑に遂行するための参画者が具体的に提示されているか
	(2) 体制における各参画者の役割及び関係性が示されているか
	安全対策
	(1) 事業の遂行に当たり安全上の懸念点がリストアップされているか
	(2) 安全上のリスクに対する対処方法が明示されているか
	総額・費用内訳
	(1) 事業の遂行に当たり必要な費用が年度ごとに細分化された形で明記されているか
	(2) 各費用項目に対する算出根拠が明示されるとともにコストを抑える工夫が示されているか
	効果測定
	(1) 事業を通じて達成する目標及び年度ごとの目標が明示されているか
	(2) 上記で定義する成果を検証するための方法は、効率的・効果的かつ実現可能な実施方法であるか
	地理的条件
	(1) 事業内容の対象となる法規制の懸念点を認識できているか
(2) 中央防波堤エリア及び周辺ベイエリアの地理・地質の面で事業の実施を阻む懸念点があるか	

6. 留意点等

採択決定後に改めて説明を行います。あらかじめ次の点に留意してください。

- ・ 採択後における、採択事業者の事由による本事業への参加辞退は、原則不可であること。
- ・ プロジェクトの実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- ・ 事故等が発生しないよう安全面に十分な配慮を行った上で実施すること。事故等が発生した場合は、速やかに東京都及び支援事業者ならびに関係機関等へ報告するとともに、採択事業者の責任において原状回復や賠償等を行うこと。
- ・ 当初の想定と異なる事態が生じた場合は、その原因を分析し、支援事業者及び施設管理者等の関係機関と調整した上で、解決策を提示すること。
- ・ 必要に応じてプロジェクト内容の変更を検討すること。なお、変更に当たっては、東京都及び支援事業者と協議の上、決定すること。
- ・ 実施エリアにおいて、プロジェクトで使用する機器等が意図せず損壊される等の事態が発生した場合であっても、賠償はなされないこと。
- ・ 本事業を広く PR するため、プロジェクト実施期間中の画像・映像の撮影・公表、等を行うなど、東京都に協力すること。
- ・ プロジェクト実施期間中、ユースケース検証等のため、プロジェクトにより生じた成果を営利目的で使用することを希望する場合は東京都へ協議すること。
- ・ プロジェクトの成果検証に当たり、実施後の調査（アンケートやインタビュー等）に協力すること。また、プロジェクトで得られた情報や個人情報を除いたデータ等を必要に応じて提供すること。なお、プロジェクトの成果に係るデータ等は、東京都の許可なく第三者への開示、第三者機関への転載、掲載をしないこと。

- ・ 有識者レビューにより受けた助言・評価に対し、成果指標の設定見直し等を含めた対応方針を整理し、支援事業者と東京都に報告すること。
- ・ 採択決定は、応募時に提案された全ての内容の実施、及び 2025 年度以降の補助金の拠出を保証するものではないこと。
- ・ 採択事業者は、支援事業者とプロジェクト内容を調整の上、実施計画書を作成し、当該計画書に沿った形でプロジェクトを実施すること。なお、企画提案書に記載した内容・成果目標を、プロジェクトの基本方針とし、実施計画書を作成すること。採択事業者の都合により当初の成果目標から、大幅な変更が生じた場合は、採択を取り消す可能性があること。
- ・ プロジェクト実施期間中は、東京都及び支援事業者の求めに応じ、必要な進捗報告を行うこと。また、東京都及び支援事業者が進捗確認のため現地に赴く場合は、その対応を行うこと。
- ・ 東京都及び支援事業者に対し、プロジェクトの成果に関する報告を実施すること。
- ・ 特に「海の森水上競技場（陸上部）」は、東京都及び民間事業者が主催するイベントが多数開催される見込みであり、イベント開催時には、東京都と協議の上、その運営に協力すること。その際、イベント実施の支障とならないように、必要に応じて一時的な設置物の移動に協力すること。
- ・ 東京都が主催する国際イベント等について、東京都と協議の上、協力すること。
- ・ 東京ベイ e S G プロジェクトの理念に賛同する企業や団体、研究機関等と都を結ぶ官民学連携コミュニティ「東京ベイ e S G パートナー」に登録すること。
(参考) <https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/esgpartners/>
- ・ 東京都が日本科学未来館に設置した発信・交流拠点「Tokyo Mirai Park」の取組について、東京都と協議の上、協力すること
(参考) <https://www.tokyobayesg.metro.tokyo.lg.jp/children/>
- ・ その他、本公募要領の記載事項に疑義が生じたとき、又は本公募要領に定めのない事項については、東京都と協議の上、決定するものとする。

7. その他

今後、関係機関等との協議を経て、上記内容に変更が生じる可能性があります。

以上

東京ベイ e S G プロジェクト
先行プロジェクト

2025 年度 公募要領（別紙）

1 これまで採択されたプロジェクト一覧

2025年3月末現在において採択済みのプロジェクトは、下表のとおりです。実施エリアの記載内容については2025年度公募要領の使用可能エリアのほか、2023年度、2024年度公募要領での実施エリアを含んでおります。

(1) 2022年度採択プロジェクト（計9件）

テーマ	プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
次世代モビリティ	空飛ぶクルマ・ドローン	NTTコミュニケーションズ株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
	水空合体ドローン	KDDIスマートドローン株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
最先端再生可能エネルギー	洋上浮体式太陽光発電	三井住友建設株式会社	②海の森水上競技場（指定水面）
	洋上浮体式太陽光発電	東急不動産株式会社	②海の森水上競技場（指定水面）
	舗装式太陽光発電	東亜道路工業株式会社	①東京都環境局中防合同庁舎
	垂直軸型風力発電	株式会社チャレナジー	③海の森水上競技場（陸上部）
	垂直軸型風力発電	三鷹光器株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
環境改善・資源循環	水質改善	株式会社イノカ	②海の森水上競技場（指定水面）
	水面清掃ロボット・多機能棧橋	炎重工株式会社	②海の森水上競技場（指定水面）

※ 垂直軸型風力発電の2件以外は、技術実証用機器を2025年3月末までに撤去済み。

(2) 2023年度採択プロジェクト（計6件）

テーマ	プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
次世代モビリティ	陸・海・空 MaaS	野村不動産株式会社	③海の森水上競技場（陸上部） ④海の森公園東側船着場
	空飛ぶクルマ	丸紅エアスペース株式会社	周辺ベイエリア
最先端再生可能エネルギー	水素生産船	株式会社商船三井	③海の森水上競技場（陸上部） ④海の森公園東側船着場
	海水からの水素生成	アンヴァール株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
環境改善・資源循環	コンクリートへのCO2固定化	清水建設株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
	微細藻類の海上培養	株式会社アルガルバイオ	②海の森水上競技場（指定水面）

(3) 2024年度採択プロジェクト（計5件）

テーマ	プロジェクト（略称）	代表実施事業者	実施エリア
最先端再生可能エネルギー	半導体増感型熱利用発電	株式会社 elleThermo	③海の森水上競技場（陸上部）
	ワイヤレス給電舗装	東亜道路工業株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
環境改善・資源循環	DACシステム	Planet Savers 株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
	DACシステム	住友電気工業株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）
	自律型垂直水耕栽培	ランドブレイン株式会社	③海の森水上競技場（陸上部）

2 2025 年度公募 使用可能エリア（中央防波堤エリア）について

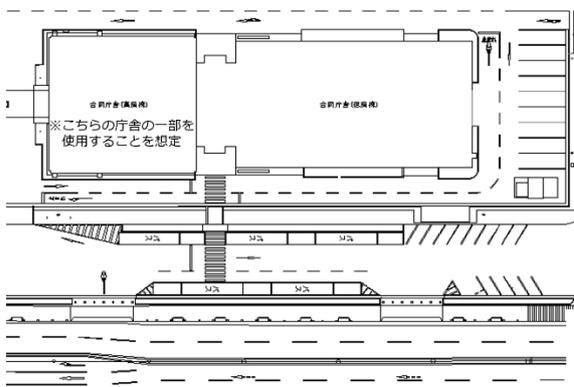
公募要領 2 (3)に記載の使用可能エリア①～④の使用に当たっては、以下の制約条件を遵守してください。



(1) 全対象エリア共通事項

- ・東京都の事業等の妨げとなる恐れのあるものは実施できません。
- ・既存の施設や設備の移動・改変を伴うものは実施できません。
- ・羽田空港の特別管制圏内であるため、事業内容に応じて関係機関との調整が必要です。
- ・水陸境界から 20 メートルの港湾隣接地域内で、1 平方メートルにつき 0.5 トン以上の荷重を有する構築物を建設しようとする場合は、知事の許可が必要（港湾法第 37 条、港湾法施行例第 14 条、<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/faq/kisei/kouwan/>）です。0.5 トンを超えないようにするか、0.5 トンを超える場合は、護岸への影響がないよう対策（鉄板を敷く、土壌改良をする、支持層までの杭など）が必要です。
- ・系統電力、水道などの既設インフラは原則使用できません。
- ・ガソリン等の危険物の持ち込みについては原則禁止となります。

(2) 使用可能エリア①（東京都環境局中防合同庁舎）



- ・合同庁舎の使用を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・見学事業を妨げる恐れのあるものは実施できません。

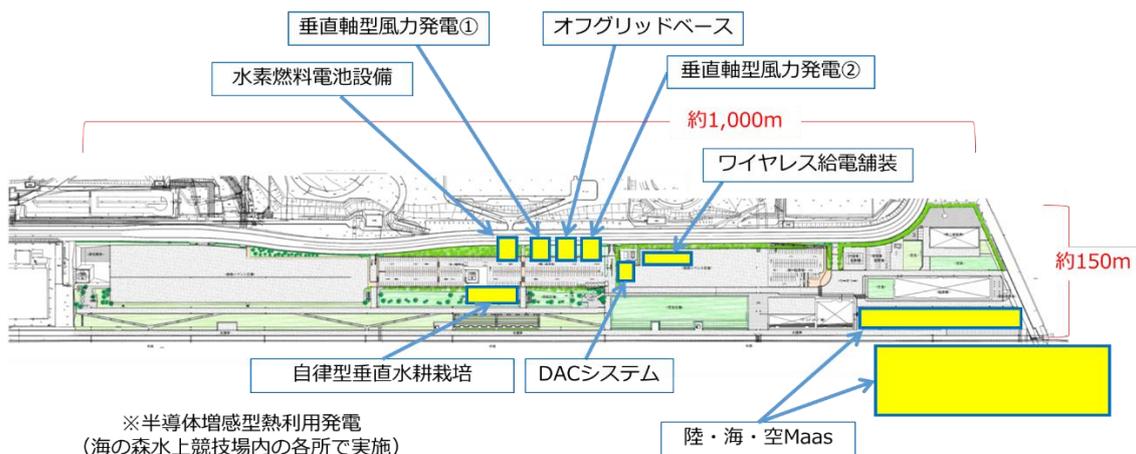
- ・当施設は、小学生や一般の方が見学に訪れることがあります。これらの見学事業を妨げる恐れのあるものは実施できません。また、設備の設置に当たっては、見学事業のスケジュールを十分勘案し、工程や工法を検討してください。
- ・発電した電力の活用等を検討する際には、小学生の環境学習にも資するものを提案してください。
- ・事業の実施に当たっては、改修工事との輻輳を避けた工程や工法を検討してください。
- ・既存窓ガラス面に機器を設置する場合は、自然採光による明るさの確保等、室内環境の保全に十分配慮してください。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(3) 使用可能エリア②（海の森水上競技場（指定水面））



- ・微細藻類の海上培養のプロジェクト1件を実施中のため、実施場所等の調整が必要です。
- ・船舶の航路を妨げる恐れのあるものは実施できません。
- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。
- ・水面での工事等があるため、海の森水上競技場の水面を運搬経路として利用することはできません。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。

(4) 使用可能エリア③（海の森水上競技場（陸上部））



- ・垂直軸型風力発電のプロジェクト2件、垂直水耕栽培のプロジェクト1件、DACシステムのプロジェクト1件、ワイヤレス給電舗装のプロジェクト1件、陸・海・空Maasのプロジェクト1件が実施中のため、実施場所等の調整が必要です。
- ・エリア内に「オフグリッドベース」が設置されています。現在、「オフグリッドベース」内で、海水からの水素生成のプロジェクト1件、DACシステムのプロジェクト1件が実施中であり、付近の水素燃料電池設備と電力供給の接続をしています。そのため、同施設を一時的に電力消費先として使用することは可能ですが、オフグリッドベース内を使用する事業者を含めて調整が必要となります。なお、同施設は2026年3月頃に撤去予定です。
- ・競技利用をはじめ、海の森水上競技場利用者や競技場内で実施している工事の妨げになる恐れがあるものは実施できません。構造物の設置等をご遠慮いただく場所については、別途提示します。
- ・当該期間中は周辺にて工事が行われていますので、使用箇所については調整等をさせていただきます。
- ・施設の安全管理上、台風等の荒天時の事前対応等をお願いすることがあります。また、荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いただきます。
- ・プロジェクトの実施にあたって、会議室、ロビー等の施設内スペース及び水上競技コース並びに駐車場等を使用する場合は有償（利用料金等の詳細については、https://www.uminomori.tokyo/about/#txt_03を参照ください。）となります。また、ほか既存インフラ設備も含め、利用に先立ち、施設管理者との調整が必要です。

(5) 使用可能エリア④（海の森公園東側船着場）

- ・高潮・荒天発生後及び震度5以上の地震発生後は、緊急点検により異常がないことを確認した後でなければ利用できません。

- ・プロジェクトの実施期間中、船舶の係留保管場所として使用することが可能です。ただし、使用期間については制限がかかる場合があります。
- ・電源はありませんので、照明点灯等、電気を使用する場合等は、発電機等の仮設電源が必要です。
- ・イベント便運航や点検補修等により利用不可の日がありますので、日程については調整が必要です。
- ・海の森公園東側船着場周辺の陸域は閉鎖管理となっているため、立ち入る場合は所定の手続が必要となる場合があります。
- ・工事等が予定されているため、立ち入りや利用に当たっては調整が必要です。
- ・タラップ等、利用に必要な施設は、全て事業者にてご用意ください。
- ・周辺又は近接する場所に埋設圧送管、木皮土砂分離場が設置されているため、ご注意ください。
- ・荒天時の破損等の原状回復等は事業者の責任で対応いたします。